

「自衛隊馬毛島基地（仮称）の係留施設等の詳細検討に関する
技術協力業務に係る協定」に関する確認事項

防衛省整備計画局提供施設計画官及び国土交通省港湾局技術企画課長は、「自衛隊馬毛島基地（仮称）の係留施設等の詳細検討に関する技術協力業務に係る協定」（令和3年6月29日）（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、以下のとおり確認する。

- 1 国土交通省が防衛省から委任を受けて行う支出に関する事務（以下、「支出委任事務」という。）については、原則、国土交通省の規則等に基づき行うものとする。
- 2 当該支出委任事務については、防整施第9671号（平成30年6月15日）別紙並びに防整施第20424号（令和2年12月23日）別添2第2章第2の2及び16に定められている安全保障上重大な利益の保護のために必要と認める措置を前提とするものとする。
- 3 国土交通省は、技術協力業務の入札・契約手続に使用する入札説明書等について、事前に防衛省の意見を聴くものとする。
- 4 防衛省は、国土交通省に対して、技術協力業務の入札説明書等の作成に必要な情報を別途通知するものとする。
- 5 防衛省は、国土交通省と協議の上、国土交通省が実施する技術協力業務における技術提案を、防衛省が実施する詳細検討に反映させるものとする。
- 6 本確認事項によりがたい事情が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

令和3年6月29日

防衛省整備計画局提供施設計画官

茂籠 勇人



国土交通省港湾局技術企画課長

杉中 洋一

